

条 例 名	要 旨						
<p>2 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額の改定をするとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 埼玉県手数料条例の一部改正</p> <p>ア 手数料の改定</p> <p>(例) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（一戸建ての住宅（新築）の場合）</p> <table border="1" data-bbox="683 851 1406 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="683 851 1043 902">現 行</th> <th data-bbox="1043 851 1406 902">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="683 902 1043 1323"> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準の全て（<u>長期使用構造等、維持保全計画等</u>）を審査したことを証する書類が提出された場合 6,000円 </td> <td data-bbox="1043 902 1406 1323"> 削除 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1323 1043 1693"> 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準のうち<u>長期使用構造等</u>の一部を審査したことを証する書類が提出された場合 23,000円 </td> <td data-bbox="1043 1323 1406 1693"> （改正後の）住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準のうち<u>長期使用構造等</u>を審査したことを証する書類が提出された場合 8,000円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 手数料の新設</p> <p>(例) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円</p> <p>(2) 埼玉県証紙条例の一部改正</p> <p>証紙による収入の方法により徴収する手数料の追加</p>	現 行	改正後	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準の全て（ <u>長期使用構造等、維持保全計画等</u> ）を審査したことを証する書類が提出された場合 6,000円	削除	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準のうち <u>長期使用構造等</u> の一部を審査したことを証する書類が提出された場合 23,000円	（改正後の）住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準のうち <u>長期使用構造等</u> を審査したことを証する書類が提出された場合 8,000円
現 行	改正後						
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準の全て（ <u>長期使用構造等、維持保全計画等</u> ）を審査したことを証する書類が提出された場合 6,000円	削除						
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準のうち <u>長期使用構造等</u> の一部を審査したことを証する書類が提出された場合 23,000円	（改正後の）住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の認定基準のうち <u>長期使用構造等</u> を審査したことを証する書類が提出された場合 8,000円						

条 例 名	要 旨
	<p>3 施行期日 令和4年2月20日</p>
<p>3 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可を受けようとする者等から徴収する手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正 (例) 銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料 クロスボウの新規所持 10,500円</p> <p>(2) 埼玉県証紙条例の一部改正 証紙による収入の方法により徴収する手数料の追加</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和4年3月15日</p>